

のりしろ

自動車税種別割減免についてのお知らせ

登録番号

上記自動車については、令和4年度の自動車税種別割が減免となっており、減免を受けられる要件が継続していれば、令和5年度も引き続き減免を受けることができます。

改めて申請の手続きは必要ありませんが、減免を受けられている要件の変更の有無を確認する必要がありますので、減免確認書（右側のはがき）にご記入のうえ、**令和5年2月28日（火）までに、必ず返送してください。**

減免確認書を含めた要件調査の結果、減免が継続される方には5月上旬に減免決定通知書を送付します。

【※注意事項】

- ①上記自動車と異なる自動車が減免を受けようとする場合（ただし、減免を受けられる自動車は、身体障害者等1人につき1台限り）は、再度申請の手続きが必要です。
- ②税額が減免上限額を超える方には、減免決定通知書と差額分の納付書をお送りします。上限額は、登録時期により異なりますので、表面の県税事務所又は高知県ホームページでご確認ください。
- ③要件調査の結果、減免要件に該当しないことが判明した方には、5月上旬に自動車税種別割納税通知書を送付します。
- ④減免決定通知後、令和5年4月1日現在で要件に該当しないことが判明した場合には、令和5年度の減免決定を取り消し、7月中旬に自動車税種別割納税通知書を送付します。
- ⑤回答期限までに減免確認書（右側のはがき）の返送がない場合は、**令和5年度の減免を受けることができません（改めて期限内に減免申請が必要となります）のでご注意ください。**

のりしろ

自動車税種別割減免確認書（令和5年度）

下記について、に印のうえ下線部に記載をお願いします。

1 障害者について、住所の変更が ある ない

住所：

障害者本人が亡くなった 死亡年月日 年 月 日

2 運転者について

氏名：

住所：

障害者との続柄：

運転免許証の有効期限： 年 月 日

3 現在の車の使用目的・使用頻度について

使用目的 通院 通学・通園 通勤 生業 通所 帰宅

送迎先（病院・施設名等）：

使用頻度 週 回以上 月 回以上

4 その他、身体障害者手帳等の再交付や返還をした、車を使用しなくなった、登録番号が変わったなど、状況に変更がある場合は、当県税事務所までご連絡ください。

※回答いただいた内容について、電話でお伺いする場合があります。

登録番号	
納税義務者 (回答者)	住所
	氏名
	昼間の連絡先(TEL)

令和5年1月27日

郵便はがき

料金後納
郵便

自動車税種別割減免についてのお知らせ

（これは減免決定通知書ではありません）

回答期限 令和5年2月28日

必ずご回答ください

ここからゆっくりお開けください。